

令和 3 年第 3 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 13）

目 次

	頁
議案第 94 号 和解について	3

令和3年第3回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和3年9月1日
堺市長 永藤英機

議案第 94 号 和解について

和解について

損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

1 事件名

損害賠償請求事件（大阪地方裁判所堺支部 平成 31 年（ワ）第 441 号）

2 和解の相手方

兵庫県芦屋市*****

3 和解条項

- (1) 被告は、原告らに対し、本件解決金として 15 万円を支払うこととし、同金員を令和 3 年 10 月 15 日限り、原告ら指定の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (2) 堺市教育委員会は、これまでも特別支援教育の充実に向けて、様々な取組を推進してきたものであるが、今後より一層、障害のある児童生徒が個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるように配慮し、その保護者の思いを汲みとるよう努め、特別支援教育の充実に尽くすものであることを、原告らに約する。
- (3) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

和解について

堺市教育委員会及び浅香山小学校が、障害のある原告に対し、学校給食において、原告の障害への配慮が不十分であった、及びその他指導において不適切であったとして、本市に対し損害賠償金として金 3,917,529 円及びこれに対する平成 30 年 4 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を求めて平成 31 年 4 月 28 日に本件訴訟を提起し、大阪地方裁判所堺支部で審理が続いていたが、今般、同裁判所から職権による和解勧告が出された。

当該和解勧告の内容を検討した結果、これを受け入れ、原告らとの間の紛争を早期に解決することは妥当であると認められるので、当該勧告のとおり和解するものである。

**令和3年第3回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その13）**

令和3年9月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-21-0083

